

練馬区地域福祉計画推進委員会  
第4期第1回権利擁護部会

- 1 日時 令和7年8月7日（木）午後2時～午後4時
- 2 場所 練馬区役所本庁舎19階 1906会議室
- 3 出席者 **【部会員】**  
飯村部会員、上山部会員、石川部会員、上原部会員、加藤部会員、  
嚮田部会員、酒井部会員、千葉部会員（以上8名）  
**【区出席者】**  
福祉部管理課長、障害者施策推進課長、高齢者支援課長、保健予防課長  
地域福祉係長
- 4 公開の可否 可
- 5 傍聴者 なし
- 6 議題
  - (1) 部会員委嘱・部会員自己紹介
  - (2) 部会長および副部会長選出
  - (3) 練馬区地域福祉計画推進委員会について
  - (4) 練馬区地域福祉計画（令和2～6年度）取組状況報告
  - (5) 練馬区地域福祉計画～みんなでつくる誰もが安心して暮らせるまちプラン～の策定報告
  - (6) 施策の柱5について
  - (7) 成年後見制度に関する国の動向

○管理課長 定刻となりましたので、ただいまから第4期第1回の地域福祉計画推進委員会の権利擁護部会を開会させていただきたいと思っております。

事務局を務めております、管理課長の渡邊と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

この権利擁護部会は、地域福祉計画推進委員会設置要綱第6条の「専門部会の設置」に基づいて設置されております。要綱につきましては、本日、別紙3をご用意しておりますので、お時間のあるときに御一読いただければと思ひます。

部会長が本日選任されるまでの間、私が進行を務めさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

では、事務局から出席状況と会議の情報公開と傍聴について報告をお願ひいたします。

○事務局 事務局です。

現在、7名の部会員にご出席いただいております。

また、本日の会議は公開となっております。現在、傍聴の方はいらっしゃいません。

会議の議事録につきましては区のホームページに掲載する予定です。記録がまとまり次第、部会員の皆様にメールでお送りいたしますので、ご確認をお願ひいたします。

なお、会議内容につきましては、記録のため録音させていただきますので、ご理解、ご協力をお願ひいたします。

○管理課長 それでは、議題に入らせていただきますが、その前に、まず資料の確認をお

願いいたします。

○事務局 配付資料の確認をさせていただきます。

事前にお送りしております資料についてです。

資料1が、練馬区地域福祉計画権利擁護部会員の第4期部会員の名簿。

資料2が、練馬区地域福祉計画推進委員会について。

資料3-1が、練馬区地域福祉計画（令和2～6年度）の最終評価について。A4、ホチキス留めのものになります。

資料3-2が、同じく地域福祉計画（令和2～6年度）の取組状況評価シート。A3判のホチキス留めのものになります。

資料4-1が、練馬区地域福祉計画の令和7年度～令和10年度の施策の柱5の抜粋。

資料4-2が、各取組項目における主な事業について。

資料5が、国の資料で、成年後見制度の見直し等について。

別紙1が、市民後見人養成のイメージ。

別紙2が、市民後見人養成研修のカリキュラム。

別紙3が、地域福祉計画推進委員会設置要綱となっております。

なお、机の上に冊子が置いてございます、地域福祉計画でございますが、こちらはお帰りの際に、そのまま置いていただきますよう、願いいたします。

資料の確認は以上となります。不足等がございましたらお知らせください。願いいたします。

○管理課長 大丈夫でしょうか。よろしいでしょうか。過不足はないでしょうか。ありがとうございます。

では、会議の次第に従いまして、進めさせていただきたいと思っております。

次第2番、部会員委嘱・部会員自己紹介でございます。

委嘱につきましては、本日委嘱状をお渡しさせていただきます、本来なら手渡しをするところではありますが、机の上に配付させていただきましたので、それをもちまして、ご確認をお願いいたします。今回の部会員の任期は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとなっております。

次に、部会員の自己紹介でございます。お手元に資料1として部会員名簿を配付させていただいております。

期が改まって初めての会ということになりますので、自己紹介をお願いしたいと思います。名簿の順番で自己紹介をいただいてもよろしいでしょうか。

（部会員自己紹介）

○管理課長 ありがとうございます。

では、次に、本日出席しています区職員をご紹介させていただきます。順に自己紹介します。

（区職員自己紹介）

○管理課長 では、次、次第の3番、部会長と副部会長の選出をお願いしたいと思います。

事務局といたしましては、学識経験者の部会員に部会長をお願いしてはどうかと思っておりますけれども、皆様いかがでしょうか。

（拍手）

○管理課長 それでは、部会員に部会長をお願い申し上げます。

次に、副部会長の選出ですが、こちら事務局といたしましては、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会の三士会を代表して、部会員をお願いしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

（拍手）

○管理課長 ありがとうございます。

それでは正副部会長が決定されましたので、部会長及び副部会長から改めてご挨拶をいただきたいと思います。

では、部会長、改めましてよろしくお願い申し上げます。

○部会長 それでは、改めまして、皆さんよろしくお願いいたします。

先ほども自己紹介をさせていただいたので、私は、基本的には大学では障害を持っている方たちを含めた権利擁護の話とかを中心に行っているのですが、私は、実は東京都社会福祉協議会というところで長らく職員をしております、ちょうど私が東京都社会福祉協議会にいた頃に民法の改正というのがありまして、成年後見制度という仕組みができたというようなことをございます。

それから25年くらいたっているのですが、ようやくここで国連の障害者権利条約とかで、判断能力が不十分なお本人も主体者なのだと、権利の主体というところを強調したような、様々な、勧告ですとか意見も頂戴しておりますので、そういったことを含めて、成年後見制度が変わろうとしているということをございます。

今日も後ほど資料があったり、副部会長がいらっしゃるの、法曹の方たちと福祉の部分がどう協働して、この仕組みを作っていくのかというところが大変大きい課題になっているかなと思いますので、ここは、現場で様々な実践などを重ねられてる皆様とともに、ここの部分の仕組みということを考えていくというのが大変大事であろうというふうにございます。そうした意味で、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○管理課長 ありがとうございます。

では、続きまして、副部会長、よろしくお願い致します。

○副部会長 部会長が起立してましたので、副部会長が座って話すわけにはいかないということで、立たせていただきます。

立場としては専門職という立場ではございますが、ここの会というのは、当事者の方々の声を聞ける貴重な場所だというふうに理解しています。その方々の声と専門職の考えていることを、練馬区の本当に力のある方々にぶつけさせていただくことを目指して、副部会長を務めさせていただきます。

部会長がすごく頼りになる方なので、私は本当に添え物程度にしかたないのですが、何とか微力ながら皆さんのお役に立てるように頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○管理課長 よろしくお願いいたします。

では、これからの進行は部会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○部会長 それでは、早速ですが、お手元にございます次第のところ、4番になりますが、まず、練馬区地域福祉計画推進委員会についてということで、事務局からご

説明をよろしくお願ひします。

**○事務局** 新しい部会員の方もいらっしゃるひますので、改めて、練馬区地域福祉計画推進委員会について、ご説明させていただきます。

資料2をご覧ください。

練馬区地域福祉計画には、推進委員会と部会というものがござひます。

まず推進委員会についてですが、公募区民の方、地域団体の方、福祉関係団体の方、学識経験者の方などで構成する委員会になりまして、計画の取組の進行状況の確認や課題の検証を行うなど、計画の進捗管理を行います。また、計画策定時には、計画内容について検討し、その結果について区長に提言を行っていただくことになりまひます。

専門的な事項を検討するために、推進委員会に福祉のまちづくり部会と権利擁護部会を設置してあります。

次に、部会についてです。

推進委員会の下部組織として、福祉のまちづくりの推進に関する事項は「福祉のまちづくり部会」、成年後見制度の利用促進を中心とした事項については「権利擁護部会」を設置いたしまひます。

部会で協議した結果は、推進委員会に報告をいたしまひます。

下の表をご覧ください。

推進委員会と部会の所掌事項をお示ししてあります。

なお、部会を設けたことから、推進委員会を親会ということもござひます。

その親会については施策の1から3を担当してあります。施策の4については福祉のまちづくり部会、権利擁護部会は施策の5を担当いたしまひます。このように分担して、取組の確認等を行ってあります。

本日の資料に、「練馬区地域福祉計画推進委員会設置要綱」を資料の最後の方にお配りしてありますので、ご確認をお願いいたしまひます。

ご説明は以上です。

**○部会長** ありがとうございます。

ということで、この部会の位置づけとかをご説明いただきましたけれども、いかがでござひまひしょうか。皆様の方から、何かご質問ですとか、おありでしょうか。

新しくご参加の部会員は何かありましたら。

**○部会員** ご説明で分かりました。

**○部会長** もし何かありましたら、またいつでも挙手か何かでお知らせください。

それでは、こちらは次にまいりたいというふうに思ひまひすけれども、5番目が、練馬区の地域福祉計画（令和2年～6年度）の取組状況の報告ということで、こちらは資料の3-1、3-2を使って、では、まず事務局からご説明をお願いいたしまひます。

**○事務局** 令和2年度～6年度を計画期間とする前の練馬区地域福祉計画に位置づけました60の事業については、事業の所管課による年ごとの評価を毎年度行ってあります。

また、令和6年度が計画の最終年度でしたので、最終評価を集計して、まとめさせていただいたものが資料3-1、60の各事業の取組状況と課題をまとめたものが資料3-2になってあります。

それでは、資料3-1をご覧ください。

(1) に各施策の5年間の評価をまとめさせていただきました。表の欄外に、評価指標を掲載しておりますが、「A+」が計画以上に進んだ、「A」は概ね計画どおり、「B」は遅れや修正が生じたということになっております。

集計の結果は、「A+」計画以上に進んだ事業は4、「A」概ね計画どおりが53事業、「B」遅れや修正が生じた事業は6事業となっております。

一つの事業に対して5年後の目標が二つ設定されている事業が三つありますので、事業数と評価数の合計が一致しておりません。

ここでは、評価が「A+」計画以上に進んだ事業と、評価が「B」遅れや修正が生じた事業について、幾つかご報告いたします。

(2) をご覧ください。

計画以上に進んでいる事業について、内容を記載しております。

権利擁護部会に関わる部分としましては、2ページの中ほどに、施策の5の事業番号60、成年後見人等に対する報酬助成がございます。

こちらは令和6年度の具体的な目標を設定しておりませんでしたでしたが、令和6年4月より、成年後見人、保佐人、補助人に加えまして、監督人を助成対象とする拡充を行ったことから、「A+」評価といたしました。

遅れや修正が生じた事業については、(3) になります。

この権利擁護部会が担当する事業としましては、4ページまで飛びまして、事業番号52、成年後見制度の周知・啓発についてです。

区で実施する高齢者基礎調査におきまして、「これから高齢期を迎える」65歳より若い世代の成年後見の認知度の向上、具体的には60%の認知度を目指しましたが、令和4年度実施の同じ調査による認知度は37.3%でございました。区報やパンフレット、ホームページ等を活用した情報提供を実施してまいりましたが、目標値には達成いたしませんでしたので、「B」評価にさせていただきました。

続いて、事業番号56「地域福祉権利擁護事業等の実施」につきましても、地域福祉権利擁護事業と財産保全・手続き代行サービスの令和6年度時点利用者数を目標指標に設定しておりましたところ、実績が170件ということで、この事業の利用者の水準としては、他の区と比べても高い水準にはなっておりますが、目標値には達しませんでしたので、このような評価とさせていただきました。

この二つの事業とも、単身世帯が増加していく中で、非常に重要な事業となっております。こちらの事業の実施主体である練馬区社会福祉協議会とも、広報力の強化といった必要な共通認識を持って、今後取り組んでいく中で、目標に近づけてまいりたいと思っております。

その他の事業は、施策の1と2は親会の所掌、施策3と4が福祉のまちづくり部会の所掌になっております。内容については、お目通しをお願いいたします。

次に、資料の3-2、A3判の資料をご覧ください。字が大変小さくて恐縮です。A3判のカラーのものになります。

こちらは、各事業について、令和2年度～6年度の単年度ごとの評価と最終評価を一覧にまとめた資料になっております。

同じように、施策の1、2は親会の担当範囲、施策の3、4は福祉のまちづくり部会の

所掌になりますので、時間の都合上、こちらの説明は割愛させていただきますが、計画以上に進んだ「A+」評価は施策の1、2と施策の4で、それぞれ1事業ずつ、計3事業、遅れや修正が生じた事業は施策3・4の4事業、残りの45事業は概ね計画どおりという評価になっております。

では、権利擁護部会の所掌である施策の5について、報告させていただきます。

A3判の資料の12ページをご覧ください。水色の色がついているところになります。

事業番号50番からになります。

事業番号50「制度利用促進の中核となる機関の設置」です。中核機関は令和2年度に区が設置しまして、練馬区社会福祉協議会が運営をしております。令和6年度は、成年後見制度に関する相談件数が2,374件。成年後見制度利用促進協議会、こちらは中核機関の運営や成年後見制度の利用促進に関して、法律等の専門家、学識経験者、行政機関などのメンバーで構成し開催するもので、この協議会を5回開催し、成年後見制度の適切な利用につながるよう協議・検討を実施してきました。

事業番号51「地域で連携して支えるネットワークの構築」です。

取組は、ねりま成年後見ネットワーク連絡会の開催と検討支援会議の開催です。検討支援会議は、主に地域包括支援センターや福祉事務所から提出された困難事例への対応等について、専門職からアドバイスを受ける場であるとともに、分野を超えた地域連携を図る場として開催しております。課題は、検討支援会議のさらなる充実です。

事業番号52「成年後見制度の周知・啓発」です。

こちらは資料3-1でもご報告いたしましたが、最終評価が「B」という結果になりました。広報力の強化によるさらなる周知が課題となっております。

事業番号53「社協等による法人後見の実施」です。

令和2年度から、社協による法人後見の受任を開始しています。令和6年度の受任は延べ6件になりました。また、NPO法人との懇談会の開催を継続しております。社協以外の団体が継続して法人後見を受任できる体制の整備に向け、法人後見団体の育成が課題となっております。

事業番号54「市民後見人の養成と支援」です。

令和6年度までに、市民後見人養成研修修了者が累計で90人、市民後見人受任件数が累計34件となっております。市民後見人の周知・普及が課題となっております。

事業番号55「親族後見人等の支援」です。

成年後見制度に関する新しい情報を提供する情報紙の発行や、親族後見人に対する個別支援や懇談会の開催を継続しています。課題は、社協による支援の親族後見人への周知になります。

事業番号56「地域福祉権利擁護事業等の実施」です。

こちらも、先ほど資料3-1でご説明いたしましたが、契約件数が増える一方で、解約される方もおまして、トータルの件数としては目標値を上回っているという状況ではあります。事業の実施主体である社会福祉協議会と連携して、関係機関にこの事業を周知、理解を促進する取組を行ってまいります。

13ページになります。

事業番号57「生前の安否確認と死後の費用補償」です。

高齢者在宅生活あんしん事業の登録者数は、令和6年度末において2,366人、廃止者を含む実利用者数は2,870人となっています。令和6年度は、室温・湿度が基準を超えますと音声で注意喚起する機能を備えた機器の導入や、見守りICT機器の導入費用の助成が開始されました。また、高齢者や家族の将来への不安を解消するため、権利擁護センターに終活相談窓口を開設。区内の地域団体との協働により、エンディングノートの作成やノートの記入支援セミナーを開催いたしました。

その他の取組項目については目標値は設定しておりませんでした。事業番号59「成年後見制度に関する専門相談・法律相談」においては、令和6年度の相談件数は12回から24回に拡充されました。

事業番号60「成年後見人等に対する報酬助成」は、令和6年度より、助成対象を監督人も対象とする拡充を行いました。

取組状況評価の報告は以上になります

**○部会長** ありがとうございました。

かなり膨大な事業の中から部会に関わるところを中心に説明をいただいておりますけれども、皆様から何かご質問、あるいは確認事項などはございますでしょうか。いかがでしょうか。

**○部会員** 事業番号52で、高齢者基礎調査での成年後見制度に対する認知度が、令和4年度では平成28年度に比べて下がっているということですが、これは、要因ということはどういうふうに考えていらっしゃるかというのを伺いたしたいと思います。

**○部会長** いかがでしょうか。

**○管理課長** 福祉部管理課長です。

調査対象を大きく変えているわけではなく、質問を大きく変えているところではないという状況なので、これだけガクンと下がってしまっている何か決定的なものがこれだというのはつかみ切れていない状況にはあります。

ただ、いずれにせよ、高齢期もそうですし、こういう成年後見もそうですけれども、至る前にこういう制度を知っておくと知っていないということで、その後の選択肢が大きく変わるというふうに考えると、もう少し対象であったり、効果的な周知方法というのを、いずれにせよ結果は結果なので考えていかなければいけないかと。

事務局からこの説明もしましたが、この点は社協と今年度に入っているいろいろな意見交換をする中で、社協としての広報力の強化が、とてもいいことをやっているのですが、それがなかなか伝わり切れていないという部分が課題であるということも確認しておりますので、それは区がご協力できること、例えば助成金の部分をしっかりと上げること、あと社協の中の知恵を集めて、こういう認知度が上がっていくように、区といろいろと、広報もそうですし、事業の実施に向けてのやり方とかもそうかもしれませんけれども、多面的に工夫していかなければいけないかなというふうに思っているところです。

**○部会長** ありがとうございます。

部会員、よろしいでしょうか。

**○部会員** 結果は結果なので、原因もはっきり分からない部分はあると思うのですが、今おっしゃったように、早いうちからその制度について皆さんに知っていただいて、利用しようとなったときにすぐに動けるようにとか、そういうところまで考えていたら

いいのではないかと思います。

今後は、周知、広報とかを考えていただけるといいかなと思いました。

**○部会長** ありがとうございます。

なかなか制度の周知は難しいところがありまして、名称だけを聞いたことがあるというふうな方は、丸をどこにつけたらいいのか、アンケート調査などで随分変わることがあり得るのですよね。

名称だけ聞いたけれども、中身は何ですかというふうに聞かれたときに答えられないから「知らない」というところに丸をつける人もいるし、同じ程度で「知っている」というところに丸をつける方も実はいらっしやったりするので、アンケート調査の中身を具体的に検証していくというのは、なかなか難しいところが実はあつたりするのですね。

福祉サービスは、特に名称は聞いたことあるとか、よく分からないのだけれども、では、あなたが具体的にこの仕組みを使いたいですかということ、大抵の方が「使いたい」というところに丸をされるので、この辺りは特に成年後見制度とかが、実は意外にというか、大変、司法制度の中で運用されているもので、一般的な福祉サービスと大分違うところがあるのですが、その辺の理解まできちんと伝わっているかということ、ここはまだまだ十分に伝わり切れていない部分もあるのは事実なので、ここは、区や、それから社会福祉協議会ももちろんなのですけれども、今日、ご出席の皆様のところから正確な情報を伝えていただく、必要な方に伝えていただくということが大変大きい部分かと思うので、ともに、広報については正確な情報を伝えていくところを今後も深めていけたらいいかと思います。

最近、SNSで伝えていくというのがすごく効果的な部分もあるのですが、SNSは若干危ういところがありまして、伝わり方が十分でないことというのが結構あつたりするのです。だから、要望を伝えていくのは大事なのですけれども、この仕組みは中身とともに伝えないと誤解が大きくなってしまうということもあるので、その辺をまたお互いの知恵を出し合えたらいいかなというふうに思います。

ご質問をありがとうございました。

他の部会員の方、いかがでしょうか。何かご質問はおありですか。

新たな部会員の方は、情報過多の状態になりつつありますが、もし何か今までのところでありましたら、ご質問どうぞ。

**○部会員** 2年程前に、包括にて交流カフェを年10回やっているのですけれども、そのうちの5回で社協にもお力をいただいて、成年後見についての説明をさせていただきました。毎回20名前後の参加者がいるのですけれども、資料がこんなにすばらしいのがあるなど、私も改めて社協からご説明いただいて、初めて、ああこういう制度があるのかと。私自身が数年前に初めて認識したような状況ですし、また初めて参加された方も、へえーと思っている段階のメンバーがまだまだ多いのかなと。2年たっても、今感じております。

**○部会長** ありがとうございます。

この複雑なところを、実際に、利用が本当に必要になった場合には、そこが、なかなか認識が難しいという状態になっているので、早い時期から確かな情報を、あるいは、どこに相談に行けばいいのかと、こういうようなところをお伝えしていくというのは、とても大事かなと思います。

ありがとうございます。

部会員、何か。他の件でも結構ですよ。

**○部会員** 親の会としても、過半数が高齢の親になっていて、そうでなくても、子育て中とか学齢期のお母さんたちも含めてですけれども、講演会をしましょうと言って積極的に参加してくれます。

ただ、本当に様子見のような感じで、どこまでが本当に自分たちが進められる時期なのかと、今なのかと、すごく悩み中です。

昨日もそんな話が出ていたのですけれども、もう少したってからの方がいいのではないとか、いろいろな話も出ながら、ただ、いろいろな情報を自分たちの引き出しの中にも入れておきたいので、その他の勉強はしたいという気持ちはすごくあります。

ただ、実行にまでは、会員の中でもまだ声は聞いていないです。

**○部会長** ありがとうございます。

この辺りをいろいろと後押しをしたり、いろいろなご不安がもしおありであれば、それは一つひとつ解消していくというのが大事なかなと思いますので、またそういった声も、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

他の部会員の方はよろしいですか。

（なし）

**○部会長** それでは、こちらの議題につきまして、5番の部分が、こちらで一旦終了させていただいて、議事は、次の議題、6番目でございますけれども、今度できました練馬区の地域福祉計画の策定につきまして、また事務局からご説明を、まずお願い申し上げます。

**○事務局** 本日お手元にお配りしております地域福祉計画の青い冊子、こちらが新しい「練馬区地域福祉計画～みんなで作る誰もが安心して暮らせるまちプラン～」となっております。

こちらは令和6年度に、推進委員会と、各部会の皆様からご意見をいただきまして計画書としてまとめたものになります。

計画期間につきましては、区の上位計画であります第3次みどりの風吹くまちビジョン戦略計画の終期に合わせまして、令和7年度から10年度までの4年間となっております。

1ページ、目次をご覧くださいなのですが、今回の計画は、全5章で構成しております。

1章では、基本的な考え方としまして、計画の策定の目的、基本理念と基本方針、関連計画との位置づけなどを掲載しております。

6ページからは第2章として、計画策定の背景として、社会的な動向や練馬区の基礎数値などを掲載しております。

また、新たな地域福祉の推進としまして、今回の計画に含める形で策定しました重層的支援体制整備事業や、再犯の防止、孤独・孤立対策について、説明しております。

19ページからは、令和5年度に実施しました「練馬区の地域福祉を推進するための調査」の結果を掲載しております。

26ページをご覧ください。

26ページからは第3章となっております、施策の内容を掲載しております。

「誰もが安心して心豊かに暮らせるまち」という本計画の理念に基づいて、五つの柱を

定めております。

前の計画書からの変更点としましては、施策の3に、新たに「再犯防止推進計画」という計画を包含する形で位置づけました。

また、これまで福祉のまちづくりに関する施策をハード面とソフト面で分けていたましたが、福祉のまちづくりはユニバーサルデザインの理念に基づいてハード整備と連動したソフト対策を進めていく必要があることから、今回の計画から一体化しまして、施策の4としてまとめております。

なお、練馬区重層的支援体制整備事業実施計画に位置づけた取組が分かるように、該当の事業については、括弧書きで重層事業という表記をしております。

五つの施策がありますため、どの施策なのか分かりやすくするため、施策ごとに色分けをさせていただきました。

84ページをご覧ください。

第4章で、今回の計画書に包含する「重層的支援体制整備事業実施計画」としまして、練馬区の重層的支援体制整備事業の事業概要や提供体制、事業の目標や評価について、掲載しております。

90ページからは、第5章としまして、推進体制と進行管理について記載しております。

推進委員会として、現行と同様に親会と二つの部会を設けまして、区民・関係団体の方による、計画の取組状況の点検や評価を行うということを掲載しております。

91ページからは資料編としまして、要綱や本計画の策定に関わっていただいた委員名簿、策定経過、パブリックコメントなどを掲載し、99ページからは、本計画に掲載されている用語解説を掲載しています。

用語解説にある用語は、本文中にアスタリスクを添えて表示しております。

このような形で、「練馬区地域福祉計画～みんなでつくる誰もが安心して暮らせるまちプラン～」を策定させていただきました。

策定報告は以上になります。

**○部会長** ありがとうございます。

こちら、様々なことが地域福祉計画に盛り込まれているわけですのでございますけれども、ただいま説明をいただきましたので、何か、皆様からご質問や確認事項、あるいは何かご意見などがありましたら、併せてお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

取組内容のところにつきましては、実際にどういう計画で、どのような文言として計画に盛り込むかというのを部会でもお示ししてまいりましたので、概ね皆様からはご意見をいただいているところですが、新しい部会員の方もいらっしゃいますので、これまでの経過とかを含めて、何か、もしありましたら。

部会員、いかがですか。何かございますでしょうか。

**○部会員** 成年後見制度について、先ほどお話がありましたけれども、ただ単に成年後見制度がよく分からないというか、そういう感覚があるような気がします。

今度、成年後見制度も民法の改正等があって、後見人が一旦決まったら、ずっといるというのではなくて、終わったら変わるとか、そういうようなこともありましたよね。これは法律が完全に決まったわけではないですけども、検討しながら、より成年後見制度が身近になるような、そういった形でアセスメントというか、広報していけばいいのかなと

思っています。

**○部会長** ありがとうございます。貴重なご意見だったかなというふうに思います。

新しい制度が今ちょうど進行中なので、今の時点では確実にこうという話にはなりにくいのですが、しかし、なぜ新しくしていくのかとか、新しくなるとどういようなメリットとかがあるのか、逆に、新しくなったからこそ考えていかななくてはならない課題も、実は一方であるということで、先ほど、周知とか啓発の外形的なところもそうなので、すけれども、今度は中身の部分を、よりどういふふうにしていくのかということ、ここは、やはり皆様と共に確認しながらどちらの方向に向かっていくのかということを抑えておくという、そういう必要性はあるかなと思いますので、また具体的なことは、ぜひ、部会員のご意見などを、この部会などで教えていただけるとありがたいというふうに思います。ありがとうございました。

他はいかがでしょうか。

**○副部会長** 今まさにお話が出ていた法制審議会の中間試案について、報道レベルの話と実際の中間試案を見て思うこととあると思うのですが、逆に、その中間試案に関して、練馬区の職員で勉強したりという機会はあるのでしょうか。

**○部会長** これはいかがでしょうか。

**○管理課長** 実際に、例えば何か自主的な勉強会をやってというところまでの動きにはなっていないのですが、これは成年後見制度ですけれども、少し前に同じ民法系で共同親権を導入するしないというようなお話があったときには、それは関連する部署も多いですし、とりわけ議会からもいろいろと共同親権について、ご案内のとおり推進していくべきという方々と、いや、あれは危ないという方々がいらっしゃったものですから、様々な角度から共同親権の問題について質疑をなされることというのが多い状況がございました。

したがって、こういった背景を踏まえますと、このことについても、関係するところも、この福祉部の中だけでなくあろうかと思しますので、まずは正確な情報を把握して、関係するところと情報共有に努めるといったところから始めていけたらいいかなと思っております。

**○部会長** よろしいですか。

**○副部会長** 昨日、たまたま私は、議会の予算要望のために自民党と公明党にお話をしに行ったのですが、後見制度の変わりつつある状況というのは、議員たちもすごく興味を持って聞いていただいて、大きく変わる可能性があるわけです。本当に、今まで終わらない後見というものが、終わる後見になる可能性が高い。それから、今ある後見、保佐、補助という名前さえも変わる可能性がある。

そういった大きく変わろうとしているところで、方向性としては、使いやすくするという方向性であることは間違いないと思いますので、練馬区というのは、土壌がかなり潜在的にあるわけですね。利用者が一気に増える可能性も秘めている、そういった状況だと思いますので、区の職員たちも、結論が出てからということではなくて、議論の過程に興味を持っていただくというのも、すごく大事なことなのではないかというふうに思いますので、そういった地道なリテラシーのアップというか、そういったところから最前線の区民に接する人たちへつなげていく、個々でやるのではなくて、やっぱり波のように伝わるということがすごく大事だと思いますので、ぜひとも興味を持っていただきたいという

ふうに思います。

○部会長 ありがとうございます。

今日の議題ですと、8番に国の動向というのがある、そこでは、ぜひ副部会長に幾つかコメントをいただきたいと思っていますので、これは今、一つのご要望ということでありましたが、8番のところでもう一回、皆様からご意見をいただきたいと思っています。

それでは今の部分は、6番の部分はよろしいですかね。

（なし）

○部会長 そうしますと7番、施策の柱5についてというのがありますので、こちらもご説明をお願いします。

○事務局 ただいま策定の報告をいたしました練馬区地域福祉計画、新しい地域福祉計画は、五つ施策の柱のうち、施策の柱5が本部会の所掌となっております。

こちらにつきまして、資料4-1と4-2を用いまして、計画に位置づけられた事業について、ご紹介させていただきます。

資料4-1、こちらは施策の柱5の構成をまとめたものになります。

三つの取組項目に、合計で八つの事業を位置づけております。

本日は、各取組項目から一つずつ、三つの事業について、令和7年度現在の取組状況などをご説明いたします。

資料4-2をご覧ください。

取組項目の1、「成年後見制度の利用を支援する」の事業番号40「成年後見制度の利用に関する支援」です。

経済上の理由により、成年後見制度の利用に関する費用の負担が困難な方に対して、助成を行うものです。

また、制度を必要とされる方が速やかに利用できるよう、区長申立を適切に実施するものです。

令和10年度末の目標は、申立経費の助成件数が52件、後見人等への報酬費用の助成件数が126件となっております。

3の（1）申立経費の助成件数の推移です。

令和5年度は合計21件の助成件数が、令和6年度は合計41件となりました。令和7年度は、6月末時点では3件となっております。

なお、令和6年度から、本人申立と親族申立等、区長以外の申立にも対象を拡大しまして、本人申立が2件、親族申立で1件、助成制度の利用がありました。

（2）は報酬助成の推移です。

区長申立と区長以外の申立は、令和6年度は87件、令和7年は6月末時点で20件の助成を行っております。

2ページをご覧ください。

先ほども取組状況のまとめでも申し上げましたが、令和6年度から、成年後見制度申立経費の助成対象や要件を拡大いたしました。

太字で記載しております部分になりまして、区長申立以外の申立に対象を拡大しまして、助成要件を、住民税非課税かつ預貯金額50万円以下の方に拡大いたしております。

②の報酬助成につきましても、これまでの後見人、保佐人、補助人に加え、監督人に対

する報酬も加えました。

監督人に対する報酬助成は、まだ実績がございません。

申立経費の助成と共に制度の周知に取り組んで、必要な方に使っていただける制度にしていくことが課題となっております。

3ページをご覧ください。

取組項目2からは、事業番号42「市民後見人の養成と支援」です。

こちらは、社会福祉協議会のほっとサポートねりまとも協働しまして養成研修を実施しております。研修内容を充実していくとともに、研修を修了して市民後見人候補者として登録後もフォローアップ研修を実施したり、実際に後見人を受任した後は、ほっとサポートねりまが後見監督業務を担うことで、市民後見人の活動をサポートしています。

本日、ほっとサポートねりま所長もご出席いただいておりますので、令和7年度時点の養成研修や修了者の状況につきましてご説明いただければと思います。よろしくお願ひします。

**○部会員** 資料の中で、別紙1、別紙2というところがございます。令和7年度市民後見人養成の流れというものど、別紙2の令和7年度市民後見人養成研修カリキュラムという資料がお手元にありますでしょうか。

市民後見人につきましては、成年後見制度を担う後見人の役割です。専門職、また親族以外の市民の方が後見人になるということになります。

国の成年後見制度利用促進基本計画でも、この超高齢社会に向けて、市民後見人の養成が大きな重要課題というところになっております。

東京都はいち早く、平成17年度から養成を進めておりまして、練馬区でも応用研修の方を進めてまいりました。平成26年度からは、養成の説明の公募の部分から一体的に関わりを持って、養成の研修を行っております。

国単位でいうと、まだ3割程度が養成に着手しているというような現状ではありますが、練馬は割と歴史を持ってやっているというところですよ。

今年度につきましては、6月11日に市民後見人の養成研修の説明会がございまして、こちらは42名の申込みがありまして、当日は39名の方がご参加をいただいております。今年度の数字も比較的多いのですけれども、去年は100名程お申込みがあったということで、練馬の場合は非常に関心が高いというところになっております。

こちらが6月11日に説明会を実施いたしまして、今は入門研修が6講座終わったところでございます。この後、6講座に進んだ方が10名。養成の説明会に参加されたうちの10名の方が興味関心を持っていただきまして、自分自身が市民後見人になってみようかなというところで6講座を受けていただいて、その後の基礎研修、応用研修、また、練馬の場合は、その後もステップアップ研修、フォローアップ研修という形で、常に養成研修が終わった後でも、研修が引き続き受けられるような体制を取っております。

8月末に選考がございまして、今年度も、また基礎研修から新たに実施していくというか、実際、市民後見人になっていただくような研修が始まることとなります。研修が終わられますと、地域福祉権利擁護事業の生活支援員として、まず活動していただきまして、そういった活動をする中で受任を待っていただくというところになります。

練馬は地域福祉権利擁護事業、先ほど件数のこともございましたけれども、件数が非常

に多いので、そういった中で活動していただきながら受任を待つというところになっております。

とはいっても、市民後見人の周知普及というところが、まだ行き届いていない部分がありまして、全体のパーセントで申し上げますと、実績といたしましては市民後見人は、まだまだ全国的には1%というところに、練馬はいいですけども、そういった数値となっておりますので、まだ、私たち練馬区としても周知普及と、そして、成年後見制度もこれから広がりを持つ中で、資産管理だけではなくて、その方の見守りですとか、その方の意思決定ですとか、よりよい御自分の望みをかなえた生活をしていく上での身上保護という部分で、より身近な地域の方の支援ということ、本人に寄り添った支援が期待できる市民後見人の活用がもっと広がっていければというふうに私たちも思っておりますので、どうぞ皆さんもよろしくお願いいたします。

今年度については、2月ぐらいに最終的には研修が終わられて、来年4月から、生活支援員としての活動を始めながら受任を待つという形になっております。

昨年度は3件を受任しております、そのうち地域福祉権利擁護事業からの移行が2ケース、区長申立が1ケース。

区長申立につきましては、市民後見人の受任に対しては区長申立が原則になっておりますが、専門職からのリレーケースとかも積極的に受けておりますし、今年度も既に市民後見人は、今2件が動いているところであります。

今後も引き続き、私たちも頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**○事務局** ありがとうございます。

資料4-2にもう一度お戻りいただきまして、4ページになります。

取組項目の3、「権利擁護に関連する支援事業を充実する」というところでは、事業番号45「将来の不安に備えた支援の実施」です。

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯などに対し、在宅での見守り事業を一体的に提供することで、在宅で安心して暮らし続けることを支援するため、緊急通報システムと見守り訪問、見守り電話、見守り配食と、ICT機器を使った見守りを組み合わせて利用できる「高齢者在宅生活あんしん事業」を実施しています。

3番に、利用実績を記載しております。

令和6年度からは、先ほどもご紹介いたしました、高齢者の熱中症対策の一つとして、音声で注意喚起する機能を備えた新しい緊急通報システムを導入しています。また、離れて暮らす家族がスマホ等で高齢者を見守ることができるICT機器の導入の費用助成を開始いたしまして、支援を拡充しております。

もう一つが、ほっとサポートねりまで、令和6年度から終活相談窓口を開設しております。昨年度1年間では、延べ339件の相談を受け付けました。相談内容として、死後のいろいろな手続きですとか、入院時の身元保証など、ひとり暮らしなどで家族の支援がなかなか受けられない方から、将来に関するご相談が寄せられております。

終活相談窓口を実施している社会福祉協議会とも連携して、これらの声に応えることができるような新たなサービスの仕組みづくりが求められているところです。

取組項目における主な事業について、ご説明は以上になります。

**○部会長** ご説明ありがとうございました。

部会員の皆様から、いかがでございましょうか。今のご説明についてのご質問、あるいは確認事項、ご意見といったようなものがありであれば、ぜひ、お寄せいただきたいと思いますが。

**○部会員** 高齢者の方を対象に、包括で年10回ほど私どもで交流活動しているのですが、割にいらっしゃる方ですので、要介護の方ではない、要支援ぐらいの方がいらっしゃって、いろいろな介護のご相談、これからのことへの不安などを情報交換する場なのですが、そういう方々とお話ししていても、終活相談以前の包括の存在すら知らない、介護保険の利用の手順すら知らないという方がいかに多いかというのを、交流カフェを開催するたびに身にしみて感じておりますので、まさに終活相談窓口等々の適切な周知は、私どもも含めて工夫をしていかないと、せっかくこんないい制度があっても活用されないのではないかというのは、すごく不安に感じております。

**○部会長** ありがとうございます。

この辺りは、福祉サービスが存在していても手続に至らないというような部分が大変多いということで、特に早期の段階でご相談ですとか、サービス利用というところに行きますと、生活全般が介護者も含めて、かなり改善するところがあるのですが、なかなかどこに相談に行ったらいいかわからないという状況の中で、どんどん利用者の方の状況が厳しい状態になっているということがあったりしますので、この辺りは様々な広報でというふうに思っていますが、高齢者支援課長から何かございましたら。

**○高齢者支援課長** ありがとうございます。地域包括支援センターにつきましては、認知度は上がってきていますけれども、まだまだ。介護の制度につきましても、本当に介護が必要とその人が思うまで動いてくださらない。そこでようやく初めて我が事として、その制度について窓口はどうなのと動き出すということがままあることとっております。

私たちも、街かどケアカフェ等、元気なうちから集まっていたくような場などを今も増やしているところなのですけれども、そういうところで、包括があるわよとか、社協があるわよとか、そういう形でお伝えできればいいなと考えているところです。

成年後見もそうですし、終活もそうですし、我が事となるには、何となくまだ先のことかなと思うことが多いので、いかに身近に感じていただくかというのが本当に重要なことだと思っております。

**○部会長** ありがとうございます。よろしいですかね。

なかなかこの辺りは、若いうちからといっても難しいというふうに思う方もいらっしゃるかと思うのですが、意外に私どもが例えば大学生などと接していますと、おじいさま、おばあさま、あるいは今の御時勢ですので、曾祖父、曾祖母というような方たちが認知症とかになられてしまったということ、結構、自分をあんなにかわいがってくれたおばあさま、おじいさまが名前も顔もだんだん分からなくなってしまって、そのときはとても怖いと思っていた。だけれども授業などを聞いて、実は何も分からなくなってしまっているわけではない。かなり記憶力が落ちて、豊かな感情とか、本当に自分がやりたいことに対する思いとか、それが実は残っているのだということを知っていったら、もう少し違うアプローチがあったのではないかみたいなことを言っている学生もいますので、随分いろいろな層に正しい知識とか、いろいろなチャンスと捉えて普及啓発をしていくとい

う、そういうことも大事で、恐らくそれはサービス利用というところにも直結していくところではないかなと思います。

何かございますか。

**○高齢者支援課長** 一つ、認知症のことですけれども、認知症の基本法ができて、9月が認知症月間になっています。

9月は我々でもいろいろなイベントを、サポーターにもフォーラムを開催していただいたりするのですが、パネル展示を区役所のアトリウムで開催するのですが、子どもでも認知症について分かってもらえるようなイベントにしていこうと思っています。

サポーター養成講座も積極的に小学校、中学校、高校にさせていただいて、おじいちゃん、おばあちゃんのことを通じながら、それを我が事でもあるのだというふうに初期のうちから理解していただきたいというふうに思って、そういうイベント組み上げているところです。

もしよろしかったら、アトリウムで開催しますので、今回は絵本のストーリーを使ってやっつけようと思っているので、ぜひ、見に来てください。

**○部会長** いろいろな世代ということで、皆さんもぜひ、身近な方たちにもお知らせいただければと思います。ありがとうございました。

他はよろしいですか。

(なし)

**○部会長** そうしましたら、今日は国の動きということで、8番の項目に参りますけれども、成年後見制度の動向ということで、資料の5をご用意いただいておりますので、では、まずご説明をいただいとということよろしいでしょうか。

**○事務局** 成年後見制度につきましては、部会員からのお話にもございましたとおり、現在、国において制度の見直しが進められておりまして、最近になりまして二つの中間まとめが公表されております。

一つは、令和7年3月に取りまとめをした第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書になります。

資料5の表紙をおめくりいただきまして、1ページ。黄色の枠のところに記載がありますとおり、令和4年度から令和8年度までを計画期間としております第二期成年後見制度利用促進基本計画、こちらの進捗状況を中間的に検証したものになります。

資料の2ページ、3ページが、中間検証報告書の概要となっております。

こちらについて、かいつまんで申し上げますと、一つが、成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実が必要とされておりまして、2番目に、尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善として、本人の意思決定支援を重視することや、適切な後見人等の選任や交代の推進等、制度の利用しやすさの向上などが、今後の対応として挙げられております。

3の権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの継続、司法と福祉の連携の強化、中核機関の位置づけや役割等について、今後の検討とされております。

もう一つの間接試案が、法務省の法制審議会の民法（成年後見等関係）部会において、成年後見制度の抜本的な見直しに向けた具体的な議論が進められているもので、こちらは令和7年6月に中間試案が公表されております。

お手元の資料ですと4ページからになります。

成年後見制度に対するニーズの増加と多様化が見込まれる中、現行の成年後見制度には幾つか課題が指摘されておりました。

資料に赤字で記載されておりますとおり、判断能力が回復しない限り、一旦利用を始めると利用をやめることができないこと。成年後見人には包括的な代理権などが付与されて、本人の自己決定が必要以上に制限される場合があるということ。それから、本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が困難で、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない場合があること。また、任意後見契約のご本人の判断能力が低下した後も適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされずに、適切な支援につながらない場合があること。

さらに、4ページの右下にございますように、国連の障害者権利委員会から、「意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること」といった勧告を受けたこと。

このような動向を踏まえまして、成年後見制度の見直しについて諮問されたものになります。

5ページをご覧ください。

こちらにありますように、先に挙げられました成年後見制度の課題、例えば判断能力が回復しない限り利用をやめることができないこと、成年後見人の包括的な代理権等により本人の自己決定が必要以上に制限されることについては、法定後見の開始の要件及び効果等、必要がなくなれば法定後見を終了する案など、課題のそれぞれについて具体的な案が検討されまして、今回、中間試案が公表されました。

6ページでございます。

今回の中間試案では、課題に対して複数の案が併記されて提示されました。

一つ目の法定後見の開始の要件及び効果等については、三つの案が提示されています。

現行の三つの類型に分けるという甲案以外にも、現行の補助類型を基本とする乙1案。乙1案の類型に加えて、現行の後見人の包括的な代理権よりも狭い権限を付与するタイプの法定後見を開始する乙2案がございます。

法定後見の終了については、保護する必要がなくなったときには法定後見を終了する案が検討されています。

判断能力が回復しない限り利用をやめることができないという課題を解消するものでございます。

法定後見に関する期間について。

現行どおり期間を設けない案のほか、家庭裁判所が法定後見を開始する際に期間を定める案、法定後見の要件がなくなったときに終了させる案があります。

7ページ、成年後見人等の選任については、本人の意見を重視すべきであることを明確にすること。

成年後見人等の解任（交代）については、一つが現状維持の案、もう一つは、本人の利益のために特に必要がある場合を念頭に、新たな解任事由を設ける案が示されました。

成年後見人等の職務及び義務としては、本人の意思を尊重することの内容を明確にする

ことが検討されております。

適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされないという課題について、任意後見監督人の選任申立権者の範囲を広げるといった検討がされております。

先ほどの中間検証報告書と、こちらの法制審議会の見直しは相互に連動した動きとなっております。二つの中間まとめとも、本人の意思決定支援の強化や、制度の柔軟化、こちらは両者に共通して重視されているということになります。

こちらの中間試案は、現在、8月25日までパブリックコメントが行われておりまして、今後、法改正に向けて動いていく見込みです。

制度改正が行われますと、成年後見に関する取組が大きく変わってくると思われまので、今回、部会員の皆様と情報共有させていただいて、専門の知見からご意見等をいただきたく、取り上げさせていただきました。

国の動向について、ご説明は以上になります。

**○部会長** ご説明をありがとうございました。

皆様もご存じかと思えますけれども、法制審議会の今回の民法部会のところには、福祉関係の家族会の方を含めて、様々な方が参加をしているということで、これは1999年とは大分実情が違って、あの頃はどうしても法務省主導のような形で縦割り行政が出てしまったのですけれども、それから様々な実践活動というのがあって、協働してよりよいものにしていこうというふうな場ができたことは大変よかったのではないかなというふうに思いますが、今、ご説明がありましたような形で、ちょうど中間のパブリックコメントということで、ご意見がある団体から多様な意見がここでまとまってくるだろうというふうに思われておりますので、皆様ご所属の団体などでも、こういったことについて何かご意見などが出ている可能性は高いかと思えますので、そういったところを情報共有したり、より実践に近い現場にいらっしゃる皆様のご意見を伺いながら、新しい制度をつくっていくと、こういうようなところが今、大変求められている部分もあるかなというふうに思えますので、この点を、ご意見ですとかも、ぜひ伺いたいというふうに思っておりますが、いかがでございましょうか。

まず、何かご質問が、もしおありでしたら副部会長が丁寧に答えてくださるではないかと思えますが、法制の審議会は民法の話ですので、なかなか福祉関係者から質問とかも出にくい部分もあるのです。もともとが、意思能力とか制限行為能力とか、この部分の基本的理解がないと次に進みにくいという部分も実はあるのですけれども、むしろ、素朴なご質問とかもいただけたら、それはそれで皆さんで共有していくというところがとても大事なかなと思うので、何かご質問とかがあったら、ぜひ、忌憚のないご意見ですとか寄せていただければと思えますが、いかがですか。

部会員は何かありますか。育成会ですとかで、何かご意見とか。

**○部会員** 会としてはあれですけれども、練馬の親の会の中では、講演会をしていただいて勉強はしているのですけれども、先ほども申し上げたとおり、本当に知りたいところは「多分こうみたいよ」といううわさだけが、どんどん先に入ってきてしまって、例えば、先ほどみたいに途中でやめられないとか、選べないとか、そういうときはどうしたらいいのか、割といい成功例の話ではなく、どこから来たかの何か失敗談みたいなものが強めに入ってきてしまっているのです、でも、それはそれでいいと思うのです。

ではなくて、その程度、本当に申し訳ないですけども、お母さんたちがわざわざ話しているということ、先ほど、この4ページのここを見たときに、この赤字のところがあてはまるのかなというところですよ。

**○部会長** それは一つの実態でもありますので、25年くらいたっても、なかなか分かりにくいという本質のところ、自分たちが利用しようというふうな部分は、行くことが難しいような状況があったとすれば、そこをきちんと、制度としてこういうものなのだから、良き事例ですとか、そういったことも伝えていきませんか、利用には結びつきにくいという話になってしまうので、その辺もちょっと考えていけないかと思います。ありがとうございます。

部会員、何か。

**○部会員** 私たちの中でも、先ほど2年前にということ、社協にも来ていただいてやったときに、私も実はやったのよという何人か例があるのですけれども、お母様とか、お姑さんの関係で自分が任意後見になったけれども、法定後見人に大変失礼な話なのですけれども、謝礼が高過ぎて、私が一生懸命に報告書を裁判所に出して、何でこんなに払わなければいけないのだという素朴な疑問がおありになるのは一つありますし、それからあと、だんだん金融機関でも、仮に認知症になったとしてもお金はおろせるというような形の動きが出てきているものですから、家族関係がある程度円滑であれば、特にこれをやらなくてもいいのではないかという考えも、一方で今出てきているのかなということで、あえて任意後見をする必要性があるのかなということが、経済的な面と、周囲の金融機関等が割に、こうやればできますよ、おろせますよというのがどんどん進んできているものですから、その辺で疑問を感じているか、一步踏み込めないのが我々かなと思っております。

**○部会長** この辺りのことも、きちんと情報を把握してというようなことは必要かと思えます。ありがとうございます。

いかがでしょう。これは皆様に伺ってみたいと思います。

部会員、何かございますか。

**○部会員** 私どもの会では、あまり後見人の制度のことについて、積極的に関心を持っているとは言えない状態なのです。

ただ、親は、今は8050という時代になっておりますけれども、まだ十分元気なものですから、そういった形で後見人制度を利用するという意識はあまりないのですけれども、ただ、いろいろと話を聞くと、一旦、利用したらやめられないとか、後見人を変えることはできない、合わなくても変えることはできないとか、いろいろと不都合な情報だけが先に入ってきてしまうので、積極的に、そうではなくて、そうなのだよという、そういったことを説明してもらう機会を今のところは持っていないので、そういったことを周知されたので、これを法制審議会で決まりましたら、ぜひ、様々な形で周知する機会を持ちたいと思っています。

**○部会長** ありがとうございます。

正しい知識というか、そこは非常に大切だと思います。ありがとうございます。

では、部会員はいかがでしょう。

**○部会員** そうですね。私どもNPOとしては、法定後見はやっていなくて、任意後見を法人としてやらせていただいているのですけれども、任意後見の監督人の選任申立がされ

ない場合はあるというのが出ていて、そういう場合も多いのだらうなとは思うのですけれども、私どもの場合は、実は、少し前に受任している方が、そろそろ判断能力がという、いろいろな周りの支援者の意見とかがあって、実は監督人の選任の申立てをしたのですけれども、却下というか、できませんと言われまして、それはご本人が難病の方だったものですから、お体的には結構な状態なのですけれども、判断能力はあるというふうに、ご病気の診断書だけでは判断能力があるというふうに判断されてしまうので、例えば、ある程度年齢が行って認知症を発症しているとか、そういうものがないと手続は進みませんと言われてしまったのです。

だから、その辺が実態と、私どもは一生懸命に申立てをして、少し前にご本人に確認したときは、自分で時期を判断できるうちにやりたいとおっしゃったものですから、それにのっとりて手続を進めたのですけれども、結果的にそういうことになってしまったので、なかなか難しいなと思っているところがあります。

**○部会長** この状況をどう見定めるかということと、それから、法制審議会の中でも、医学的な判断だけでよいかという話については随分議論もされているのですけれども、では、メインの、例えばドクター以外に、どういう方がどういう判断をすれば支援の開始というようなことがゴーになるかというところは非常に難しい部分でもあるので、でも、その辺りの制度をきちんと運用していく上では、とても大事な論点かと思しますので、ぜひ、そういう事例とかも酌み取れるような仕組みに今度はなっていくと、よりよいのだらうなというふうに思います。ありがとうございます。

部会員は何かございますか。

**○部会員** 例えば、練馬の成年後見制度で、都営住宅に一人で住んでいた方がお亡くなりになって、そしてその親族が見当たらないといったときに、都営住宅の解約が非常にネックで、都営住宅は家庭裁判所にと言っていたが、家庭裁判所はそんなことはできないというようなことで、苦労したことがある。

全体の成年後見制度は煮詰まってきましたよね。今、新たにいろいろと変えていくにあたって、現状の中でも、例えば都営住宅のそういった制度でも、この辺のところも一緒にセットで考えることができれば、そういうことが、例えば、都営住宅は練馬区にもありますけれども、練馬区の都営住宅については、こんなふうなことがあると考えて、地域に合わせた運用というのですか、そういったことも一つ考えてやった方がいいと思う。

**○部会長** そうですね。いずれにしても、認知症の方だけでも既に四百数十万人という方がいらっしゃるということで、もちろん、いろいろなレベルの方がいらっしゃいますから、全てが、それこそみんな分からなくなってしまうわけではないのですけれども、認知症という病とともに生活をしている方は本当にたくさんいらっしゃるわけで、その方のほとんどが、例えば成年後見制度を利用するかというと、そういうふうにはならないし、もともとそういう制度ではないというふうに思うのですよね。

だから、もう少し柔軟な形で、ライフラインですとか住居の契約ですとか、基本は契約なのだけれども、今までの契約の意思能力とか判断能力ということだけで全てが解決するかというと、恐らくそうはないという話だと思うのです。

そうした全体の社会のフレームとか、決まりごとというところから考えていきませんか、これは恐らく、行政の手続もそうだと思うのです。かなり今、行政手続は簡便になってき

たり、あるいはプッシュ型と言われるような形で比較的柔軟な対応をしていただけるような感じになって、改善はされてきていると思うのですが、場合によると悪用されてしまうという可能性はなくもないので、ご本人の本当の意思というところを尊重しながらも、あまりに不利な契約とかをずっと続けていくというのも、これはどうなのかみたいな問題もあると思うので、そこは全体的に改善していきませんか、成年後見だけで全てが解決しないというのはご指摘のとおりだと思います。貴重なご意見をありがとうございます。

では、副部会長、少し補足をしていただきながら。

**○副部会長** 中間試案は、解説付のものだと200ページあるのです。なので、それを読み込んで理解するというのは、多分、常人には不可能だと思うのです。

なので、まずは目次がありますので、目次の中で気になる点のところだけでも覗いていただけると、すごく言っていることが分かるのかと思うのですけども、今日の資料で、資料5の6ページのところが、多分ここが一番重要な、中間試案が聞きたいところだと思います。

特に三つ丸がありますけれども、一番上のところというのは、これを簡単に言うと、いわゆる今までは後見・保佐・補助という3類型がありましたけれども、乙1案というのは、それを補助1本にしてしまおう、必要性に基づき柔軟に考えよう、それを裁判所に決めてもらおうというふうにする案なのです。

それから、乙2案の方は、逆にこれは2類型の話なのです。ある意味、後見というものに近い、イメージ的には保佐と補助みたいな形の2類型で実際に運用していこうと。やはり完全に判断能力がなくて、コミュニケーションができない人たちもいるでしょうということで、ご本人に同意を取りたいけれども、同意ができない人はどうするのみたいな現実的な案が乙2案なのです。

先ほどちらっと出てきた障害者権利条約から求められているのは、いわゆる後見制度の代行意思決定の廃止なわけです。勝手に決めるなど。要は本人ではなくて、後見人が勝手に決めるなよというのを世界から言われているわけです。

だけれども、いや、でも実際問題、僕らもケースがありますけれども、全く意思疎通ができない植物人間の状態の方がいるわけです。その方たちはどうするの的な部分もあるわけです。

現実的に対処しようとしているのが多分、乙2案で、これが法務省の望んでいる部分の案なのです。どちらかというところリーガルサポートは乙1案を推すパブリックコメントを出す予定です。

あくまでも、今、東京家裁の判事というのは、本庁に判事が3人、立川に3人。これで何万件も扱っているわけです。その状況のまま、この乙1、必要性を判断するのは裁判所でしょうということにしてしまうと、パンクするのが目に見えているわけです。だから、この現実を優先するのか、理想を求めるのか、そこら辺というのが、まさにパブリックコメントで皆さんに求められているところ。

それから、法定後見の終了に関しては、これはすごく難しい話というのが、僕らの例でよくあるのが、自宅売却をして流動資産が入ります。自宅売却が終わったから専門職は要らないですよという状態になってしまうと、引き出し自由の流動資産がドカッと残って、サポートがいなくなってしまう状態になってしまう。

だから、今、部会長もおっしゃいましたが、成年後見制度だけがサポートできる制度になっているばかりに、成年後見制度で何とかしようとしてしまっているのです。成年後見制度もそんなに万能ではないので、そのひずみが制度の利用しにくさに出てきているという部分もあるので、終了させるならどうするのかという部分が、まだ現実社会にそれほど行き渡っていない。これを地権でやるというのは、とてもではないけれども、今の社協のマンパワーで飲み込むほどのものではない。そういう現実的な部分の選択、これがまさに国民に求められている。

それから、法定後見に関する期間の話も、これはまさに交代しづらいことを交代しやすくさせようという部分で、今の制度だと解任事由がないと交代させられないという部分を少しでもうまく回せるために、交代させる機会をたくさん作ろうという意見なのです。

この三つが今の中間試案のすごく大きな柱で、それ以外にもたくさんあるのですが、先ほど部会員がおっしゃっていた判断能力だけでスタートするのは、不都合がある場面はあるのではないのかという議論を法制審議会でもされているのです。

だけれども、今、部会長がおっしゃったように、これは民法の改正という形で動いてしまっているのです。民法の今までの法理論という筋論というのがどうしても外せない。契約は、申込みと承諾があつて契約が成り立ちます。申込みと承諾がきちんと結果を認識できる能力があるからこそ、契約という法律効果が発生する。この前提が後見制度を利用しなければいけない人たちにとっては、ここが欠けてしまっている。

だけど、そういう場面ばかりではないですよ。どちらかという、契約というサポートよりも、生活のサポートという部分が必要なものであつて、それをどういうふうにまとめていくかという部分が、すごく今大事な過渡期の曲がり角に来ているところだと思うのです。法律に関する方々が作っている分りにくい文章を読み解くというのが非常に大変なので、これを分かりやすく説明するのが私たちの仕事だとは思っているのですが、興味を持っていただかないと、なかなか聞いてもらえないという状況だと思うので、これは本当に国がせっかくここまで下りてきてくれているのだから、その差し出した手をつかみましようよという話なのです。

だからこそ、皆さんが興味を持っていただくと形は変わっていく。それが最たるものだと思うので、そこが一番僕は言いたいところです。

本当に今の運用でもうまくいっている部分はすごくたくさんあつて、今この法制審議会で行っているところは、先ほどのうまくいっていない失敗談が、なぜ発生してしまったのかを検討するとこういう状況になるという話なのであつて、なぜ後見制度が必要なのか。

僕は最近、話がずれるのですが、八丈島とか大島とか、島しょ部に、今、一生懸命にリーガルサポート東京支部で関わっているのですが、そこは中核機関がないのです。

中核機関がないとどういうことが起こるかといえば、それこそ地域包括が活動する、社協が活動する、NPOが活動する、それぞれがばらばらに動き出すのです。すごく無駄が発生するのです。結局、手に負えないから、「なら仕方ないよね」ということで、金融機関も誰が来ても、「まあいいか、あなたが来ているのだからおろさせてあげるよ」みたいなところが始まってしまっていると、誰がその状況を監視する。ご本人は全く分からない状況で、周りがよかれと思つてやっている。これだけ大変な思いをしているのだから、

ちょっとぐらいもらってもいいよねというのが始まる。ここを、後見制度という透明性が、情報が堅固な、相反することを求めるためには、後見制度が必要な部分はすごくあるし、機能する部分はすごくあるし、もう少し分かりやすく言うと、私たちの経験で、当事者同士、親族同士で仲の悪かった状況が、第三者が入ることによって、すごくうまくいったりするのです。

だから、そういう制度が生む次の効果というのを広めていくのも、これは制度周知だと思うのです。制度周知は、「後見制度はこういうものですよ」というものではなくて、後見制度を利用するとういうことが起こりますよというのが制度周知のコアであって、そうしないと間違っただ情報、うわさレベルが広まっていってしまう。それで、名前は知っているけれども制度のことを知らない、間違っただ理解するとういう方々が増えていく。まさに中核機関がないとういう状況になるとういうのは、八丈島とかで、具体名を出して申し訳ないのだけれども、そういう状況になっているのです。

だから、本当に正確な情報がきちんと伝えられるとういうのは、やはり行政であり、社協であり、信用がきちんとあるところがやらないと駄目だし、だからこそ、責任を持って正しい情報を伝えなければいけないとういう部分で、だからといって、全部行政任せでは行政もパンクしてしまうので、地域社会の社会資源を使って、ネットワークを使って、無駄なく動かしていくとういうところが今すごく求められているとういうので、そこにうまくことつながっていったら、この法制審議会の議論はすごく世の中の役に立ったのではないかなとういうふうに思っていくのです。

だけれども、法律家だけの議論では絶対失敗するのです。なので、皆さんにもっと興味を持っていただきたいとういうところはすごく感じます。

**○部会長** ありがとうございます。練馬は副部会長のうような方がいらっしゃるので、とても皆さんも、それから、区民の方が何とういっても、これは本当によかったとういうか、かみ砕いてとういうか、何が今問題になっているのかとういうことを共有できませんと協議のしようもないみたいな話になってしまうので、これは、それぞれの今日ご参加の方も持ち帰っていただいて、いろいろな討議の結果を、また区にも集約していただいて、計画に盛り込める部分は盛り込んでいくとういう、かういう好循環とういうか、いい循環ができれば、大分違ってくるとういうのです。今までの状況と、もう少し変えていく、いい循環に変えていくとういうところが今は非常に求められているところかと思ひますので、その辺をそれぞれのお知恵をいただきながらとういうふうに思ひます。

これは、行政の施策としてルールを敷いても、うまくあまり行かないかなとういうところも、実はこの仕組みはあるのです。家庭裁判所とういう行政機関が関わる特別の仕組みでもあるので、今回の法制審議会ですとか、将来、恐らくは民法とういう法律の中から除外されない限り、この枠組みは多分変えられないとういうふうに思ひるので、そうなると、地元の行政機関が、ある程度のお付き合いをする射程とういうのが、今までのルートの福祉施策とは違うものだとういうふうに、ここは認識をしていただくとういうところが大きいかなとういうので。それとともに、福祉行政の行政手続ですとか、かういったことも含めて、今までは、例えば判断能力が不十分な人はご家族が代行すればいいとういううような暗黙の了解みたいな部分がなかったとういは言い切れないとういうのです。

だけれども、そうではない。ご家族には、これ以上の負担のうような形で、ご家族だけに

頼ることはできないので、認知症であっても、あるいはご家族がいらっしゃっても、その段階でいろいろな状況の方はあると思うのですけれども、ご本人に同意を求めるみたいなレベルでお話ができる方と、そこまでも行かない方というか、そこが難しい方がいらっしゃるのも事実なので、そこは幾つかレベルというか、それを考えて、手続ですとか、申請ですとか、それを社会全体が考え直していかなくてはならないというところは、非常に大きい課題としてはあろうかと思うのです。

それを併せて議論していくということが必要かなというふうに思います。ありがとうございました。

他に何か確認をしておきたいこととか、部会員の方、あるいは事務局の方からも、もしおありであれば、ぜひ。

**○管理課長** 今、いろいろとお話を聞かせていただいて、とりわけ権利擁護に関する施策というか、支援については、おっしゃっていただいたように正確な情報提供というのが必要だし、その正確な情報を、様々な相談支援機関のつながりやすいところがきちんと保有しているということが重要なのだということが改めて分かりました。

私どもはどうしても、周知とか情報提供というところ、正確性もそうなのですが、分かりやすくというところを狙います。正確さと分かりやすさは、場合によってはトレードオフというか、どちらかを優先すると、どちらかが欠けてしまうというところがあるので、この施策については、分かりやすさも、先ほどの認知度を高めるために重要だとは思いますが、その先のことを考えると、正確に知ってくれる人が一人でも増えてくる。それが支援者であると、なお望ましいというようなところかというふうに思いましたので、いろいろな町内の勉強会のお話もありましたし、各支援機関、あるいは家族会においても、情報が必要なのだというようなお話がありましたので、そこは我々もしっかりとキャッチするとともに、こういう場を活用して正確な情報をお伝えしていくことに努めていきたいと思いました。ありがとうございました。

**○部会長** ありがとうございます。

他の方はよろしいでしょうか。

（なし）

**○部会長** そういたしますと、本日、ご用意をしております議題は以上ということでございまして、何か皆様から追加して議論したいこととか、よろしゅうございますか。

（なし）

**○部会長** 事務局も、追加は特にないということよろしいですか。

（なし）

**○部会長** では、9番目に、次回日程ということがございますので、これについてのご説明をお願いいたします。

**○事務局** 次回の日程につきましては、お配りしております次第の9にございまして、令和8年3月中頃を予定しております。年度末のお忙しい時期とは存じますが、よろしくお願いいたします。

また日程が決まりまして、開催日が近づきましたら、改めて書面にてご案内を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

**○部会長** ありがとうございました。

ということで、本日予定をしております議題は以上ということでございます。

何か皆様の方で、追加してよろしいでしょうか。

（なし）

**○部会長** では、特になければ、事務局にお返しいたしますので、よろしくお願いします。

**○事務局** 本日は、長時間にわたり議論いただきまして本当にありがとうございました。

もし、議論の中で伝え切れなかったご意見等がありましたら、事務局にメールや電話等でお知らせいただきますよう、お願いいたします。

事務局からは以上になります。

**○部会長** ありがとうございました。

では、今日は貴重なご意見をいろいろいただきまして、本当に皆様ありがとうございました。

では、最後に閉めの一言を副部会長から、よろしくお願いします。

**○副部会長** また法制審議会の話になってしまうのですが、中間試案の中で、すごく小さな論点で僕はすごく大事だなと思っているところがありまして、任意後見と法定後見の併存が可能かという論点があるのです。今までは、任意後見が優先されていて、法定後見は後回しだと。どちらも立つという状況は今の制度ではあり得ないのですけれども、これが併存することによって、任意後見がメインで、必要なところだけ法定後見を使うということが可能になるのです。なので、僕は本来、法定後見はセーフティーネットだと思っていて、本当にどうしようもなくここにすがりつくものだと思うのです。

だから、メインが任意後見であるはずなのですけれども、まだまだ制度がそれほど周知されていない。国も任意後見を優先すべき事項と言っている割には、議論にそんなに時間をかけられていない。そこら辺が少し理想とは程遠い状況になってしまった。

先ほどの話で私がすごく思ったのが、今回の選挙で私がすごく感じたのですけれども、若者のエネルギーというのをすごく感じなかったですか、皆さん。本当に、制度を若い世代が知ることで、先ほど部会長がおっしゃっていたおじいちゃん、ひいじいちゃん、ひいばあちゃん、その上の世代を見る若者というのが、今は周知の対象になっていない気がするのです。

だから、そういった世代にもきちんと届くような、国民の制度なので、そういった視点もすごく大事なのではないかなというふうに、今日はお話を聞いていて思いました。

また引き続き、よろしくお願いします。

**○部会長** ありがとうございました。

それでは、長時間にわたりまして、皆様、活発なご意見を本当にありがとうございました。

これもちまして、第1回の権利擁護部会を終了させていただきたいと思っております。ありがとうございました。